（別紙１）

【活用状況のご回答に当たっての留意事項】

１．御回答いただく箇所は、別添（エクセルファイル）内の「授業で活用した消費者教育教材」（Ｌ～Ｐ欄）及び「授業実施日」（Ｑ～ＡＩ欄）です。

◆ 「社会への扉」等の活用実績とするか否かの基準は、別紙２【実績の基準】を参照してください。

◆ 「授業で活用した消費者教育教材」（Ｌ，Ｍ，Ｐ欄）には、該当するものに「〇」、該当しないものについては空欄か「×」をタブから選択、Ｎ欄は、該当するものを選択し、「その他」を選択した場合は、活用した資料名を必ず記入してください（複数の教材を活用している場合には、該当する箇所全てに回答してください）。

◆ 「②　地方公共団体、省庁、消費者団体等の各種団体で作成している教材等」（Ｍ欄）で「○」を選択した場合、教材名を「※３備考」（AG欄）のプルダウンリストから選択してください。

「⑦　その他」を選択した場合は、「※その他場合」（AH欄）に具体的な教材名を記入してください。

　　＜プルダウンリスト＞

　

* 「授業実施日」（Ｑ～ＡＦ欄）には、「〇月〇日」と授業実施日を記入してください。実施月が複数ある場合や日付まで特定できない場合などは、「〇月頃」等でも構いませんので、授業実施日を必ず記入してください。
* AI欄には、生徒の理解度について、プルダウンリストから選択してください。

２．Ｃ～Ｋ欄で、令和２年10月５日付け「令和３年度（2021年度）における「社会への扉」の必要部数について（照会）」に対する各都道府県からの回答等が転記されています。

高等学校等の新設統廃合などによる学校名等の変更がある場合には、行の削除または追加の上、修正願います。なお、削除する場合は、取り消し線による削除履歴を残していただく必要はありません。

また、消費者庁ホームページ等から個別に「社会への扉」の冊子を申込みした学校についても、赤字で必要部数等が記載されています。

記入に当たり、セルの結合はしないようにお願いいたします。

３．別添（エクセルファイル）内のＡ欄「学校数」の末尾の数字を、域内の学校数と判断します。

域内の学校数の計上方法（例えば、本校と分校をまとめて１校として計上するか、分けてそれぞれ１校ずつとして計上するかなど）については、御判断に委ねます。

この点について、活用実績を、〔活用校数／域内学校数〕の割合でも算出されることになります。

４．記入方法についての問合せ先

|  |
| --- |
| 大阪府消費生活センター担当　久川、勝田〒559-0034大阪市住之江区南港北２－１－１０　ＡＴＣ　ＩＭＴ棟３階電　話　０６－６６１２－７５００ＦＡＸ　０６－６６１２－００９０E-Mail KyukawaMana@mbox.pref.osaka.lg.jp |